

介護保険福祉用具購入費 受領委任払制度について

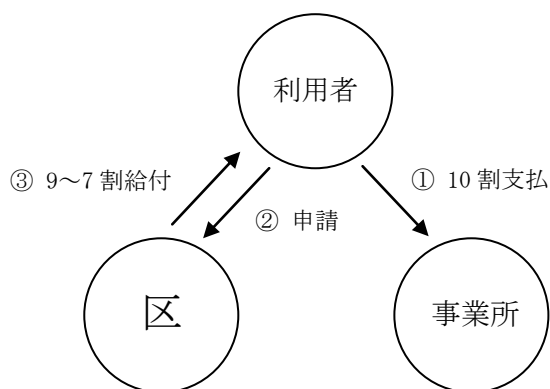
(事業者向け案内)

介護保険での福祉用具購入費の支給は、利用者がいったん購入費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付費分（9～7割）の支払を受けるといふ、いわゆる「償還払」を原則としています。

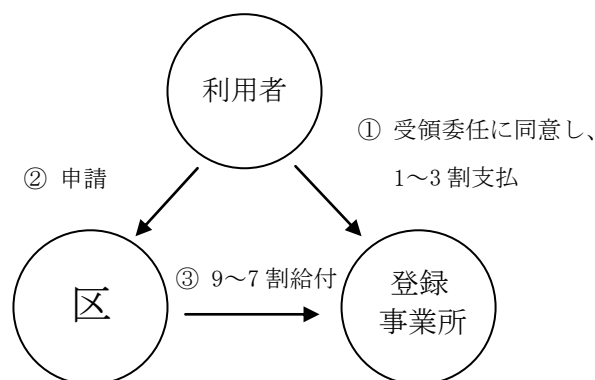
「受領委任払」は、福祉用具購入費の支払を初めから自己負担分（1～3割）のみで済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。

なお、残りの保険給付費分については、利用者の同意に基づき、江戸川区から登録を受けた受領委任払取扱事業者に直接支払います。

(償還払の流れ)



(受領委任払の流れ)



江戸川区では、この「受領委任払」を平成30年6月購入分から実施しております。なお、「償還払」については、従来どおりご利用いただけます。

1 受領委任払取扱事業者の登録

受領委任払を取り扱うためには、事前に江戸川区への登録が必要です。

登録は事業者が事業所ごとに行います。

区内だけではなく、区外の事業所も登録出来ます。

※すでに住宅改修費の受領委任払取扱事業者として登録している場合も、福祉用具購入費の受領委任払取扱事業者としての登録が必要です。

(1) 登録要件 都道府県の指定を受けている福祉用具販売事業者であること。

(2) 必要書類 ①介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録届出書 (第1号様式)
②介護保険福祉用具購入費受領委任払制度に係る取扱確約書 (第2号様式)
③使用印鑑届 ※事業所印など、法人の代表者印以外の印鑑を使用する場合のみ提出

- (3) 登録方法 必要書類を江戸川区福祉部介護保険課給付係へ提出してください。
申請は随時受け付けておりますが、書類審査に1週間から10日程
要しますのでご注意ください。
- (4) 登録結果 登録申請書類を審査後、介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者
登録通知書（第3号様式）を送付します。
登録通知書が事業者に届いた時点から、受領委任払を取り扱うことが
出来ます。
また、登録事業者については、区のホームページで公開します。
- (5) 登録期間 登録の有効期間は3年間です。引き続き登録を希望する場合は、更新
手続きが必要となります。
- (6) その他 登録後に下記のとおり変更等があった場合は、届出が必要です。
①事業所の名称や所在地等、登録事項に変更があった場合
⇒「介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録事項変更
届出書」（第4号様式）により、届出が必要です。
②福祉用具販売の事業を廃止し、休止し、再開するとき、又は登録
を辞退するとき
⇒「介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者廃止・休止・
再開・辞退届出書」（第5号様式）により、届出が必要です。

2 受領委任払取扱手順

- (1) 福祉用具の販売及び利用者負担額の受領
登録事業者は、利用者が受領委任払を希望する場合は、販売費用に10分の1
（10分の2または10分の3）を乗じた額を利用者負担額として利用者から
受領します。

<利用者負担額算出にあたっての留意事項>

- ・1円未満の端数は切り上げます。

例1 販売額が13,333円の場合（利用者負担1割）

利用者負担額 = 13,333円 × 1/10 = 1,333.3円 ≙ **1,334円**

- 同時に複数の福祉用具を販売する場合は、個々の福祉用具ごとに 10 分の 1（10 分の 2 または 10 分の 3）を乗じて 1 円未満の端数を切り上げ後、合算します。

※複数の福祉用具について、一枚の領収書を交付する場合

例 2 販売額が①13,333 円と②4,555 円の福祉用具を販売する場合（利用者負担 1 割）

$$\textcircled{1}\text{利用者負担額} = 13,333 \text{ 円} \times 1/10 = 1,333.3 \text{ 円} \approx 1,334 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2}\text{利用者負担額} = 4,555 \text{ 円} \times 1/10 = 455.5 \text{ 円} \approx 456 \text{ 円}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2}\text{利用者負担額} = 1,334 \text{ 円} + 456 \text{ 円} = \mathbf{1,790 \text{ 円}}$$

- 福祉用具を販売することにより、利用者が当該年度に購入した福祉用具の費用の額が支給限度基準額（同一年度内で 10 万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の販売費用の額に、10 分の 1（10 分の 2 または 10 分の 3）を乗じた額と支給限度基準額を超える額の合計額を利用者負担額として支払を受けます。

例 3 当該年度内に既に 13,333 円分の福祉用具を購入している利用者に対し、90,000 円の福祉用具を販売する場合（利用者負担 1 割）

$$\text{支給限度基準額内の販売費用の額} = 100,000 \text{ 円} - 13,333 \text{ 円} = 86,667 \text{ 円}$$

$$\text{支給限度基準額を超える販売費用の額} = 90,000 \text{ 円} - 86,667 \text{ 円} = 3,333 \text{ 円}$$

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= (86,667 \text{ 円} \times 1/10) + 3,333 \text{ 円} = 8,666.7 \text{ 円} + 3,333 \text{ 円} \\ &\approx 8,667 \text{ 円} + 3,333 \text{ 円} \\ &= \mathbf{12,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

※支給限度基準額を超える販売費用の額は、福祉用具購入費の対象とはなりません。

<領収書の記載例>

前記例 3 の場合

<h3 style="margin: 0;">領 収 書</h3>	
平成 30 年 6 月 1 日	
江戸川 太郎 様	
金額	¥12,000 -
<p>ただし、腰掛便座（ポータブルトイレ）の利用者負担額として （介護保険対象額 8,667 円、超過分 3,333 円） 上記正に領収いたしました。</p>	
<p>（所在地） （事業所・代表者名）</p>	
印	

(2) 福祉用具購入費の支給申請

下記の書類をそろえて、介護保険課給付係へ提出します。

- | | | | |
|------|---------------------------------|---|-------|
| 必要書類 | ①特定（介護予防）福祉用具購入費支給申請書 | } | 償還払共通 |
| | ②購入した福祉用具の領収書（原本） | | |
| | ③購入した福祉用具のパフレット等（コピー可） | | |
| | ④介護保険福祉用具購入費受領委任払に関する同意書（第7号様式） | | |

(3) 福祉用具購入費の支給決定及び支払

申請内容を審査し適当と認められた場合には、支給額（9～7割額）を決定し、登録事業者に決定通知を送付します。

あわせて、登録事業者の指定口座に支給額を振り込みます。

申請から決定通知の送付及び振込みまで、およそ一か月半かかります。

3 その他留意事項

(1) 下記のいずれかに該当する場合は、受領委任払を利用出来ません。

①介護保険被保険者証に給付額減額の記載がある場合

②購入日時点、要介護認定の申請中（新規申請、区分変更など）で、要介護度が決定していない場合

(2) 上記に記載以外の事項につきましては、「江戸川区介護保険福祉用具購入費受領委任払の実施に関する要綱」をご確認ください。

<問い合わせ先>

江戸川区福祉部介護保険課給付係
TEL 03-5662-0309